

町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業（野立太陽光）
 プロポーザルに係る質問及び回答について

※実施要領、仕様書の項目順に記載しております。

No.	質問箇所	質問	回答
1	実施要領 p2 __3 参加資格等 __3-(1)-⑧	●実施要領の参加資格について 「過去3年以内に累計発電出力50MW以上の～」とあるが、定義は何か。この累計発電出力とはDC容量かAC容量かどちらであるか。また逆潮流しない設備（自家消費型太陽光発電設備等）も含むのか。	実施要領3-(1)-⑧に定める定義は、事業者の直近3年間の実績として案件の規模に関わらず、累計50MW以上の発電実績をいう。累計発電出力はDC容量によるものとし、逆潮流しない設備も含めて構わないものとする。
2	実施要領 p2 __5 提出書類等 __5-(2) 参加表明書等の受付	●事業実施体制について 管理技術者、照査技術者の記載にあたり、必要な資格はございますか？	提案内容に応じて法令等に準じ、必要となる実施体制・資格が分かるように記載されたい。 (例) 提案内容に外部事業者へ委託することによる事業実施を予定している場合は、その旨を様式第4号「事業実施体制」に適宜記入欄を複写するなどして具体的に記載することとする。
3	仕様書 __4 事業内容 __4-(3)	●仕様書の事業内容について 「発電した電力の供給実績について町に報告する」とあるが、ここで言う“供給実績”とは具体的にどういったデータや数値が含まれるか。	本事業における発電量を把握するものであり、月ごとの発電量を年間分まとめて報告されたい。また、その発電量によってもたらされる効果についても併せて報告いただくことを検討している。 (例：発電量によってもたらされる効果) ・発電したことによるCO ₂ の削減量 ・発電量が一般家庭の年間平均消費電力〇世帯分相当 等
4	仕様書 __4 事業内容 __4-(5)	●住民説明会の周知について 住民説明会の開催にあたり、「説明会開催の周知」は貴町と事業者のどちらが担当することになりますでしょうか。	事業実施に伴う住民説明会の開催及び町内会との日程調整、周知等については事業者主催により実施するものとする。なお、説明会には事業担当課であるみんなで未来！課も同行予定であるため、開催日時については事業担当かとの調整を配慮されたい。
5	仕様書 __5 対象地 __5-ウ	●仕様書の賃借料について 「年額85円/㎡以上とする」とあるが、契約締結時に合意した賃借料単価は、今後急激なインフレ、物価、地価の高騰が起こった場合でも、事業期間中は据え置き頂けるとの認識で良いか。	お見込みのとおり。

No.	質問箇所	質問	回答
6	仕様書 __6 太陽光発電施設設置計画における諸条件	<p>●事業用地に関する資料提供について</p> <p>太陽光発電所の設計を進めるにあたり、以下の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・求積図 ・地積測量図 <p>・既存設備に関する資料（特に、水質検査用井戸などの既設設備について、その位置図や詳細がございましたら、事業用地から除外する必要があるためご提供いただけますと幸いです。）</p>	<p>平面図、求積図、地積測量図については、提供できるものがなく下記No.7の回答のとおり、現地視察により対応されたい。</p> <p>既存設備に関する資料として、水質検査用井戸の設置箇所等が示された位置図については、提供することとする。提供方法は町ホームページに掲載することとし、「(公告)町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業 公募型プロポーザルの実施について」→「関係資料」→「既存設備に関する資料」を参照されたい。</p>
7	仕様書 __6 太陽光発電施設設置計画における諸条件	<p>●現地視察の実施について</p> <p>事業用地の高低差を計測するため、機材を使用した現地視察を希望しております。公募期間中に現地視察を行うことは可能でしょうか。もし事業者決定前の現地視察が不可の場合、賃貸借契約締結後であれば実施可能か、ご教示ください。</p>	<p>公募期間中における機材を使用した現地視察は可能とする。その際、視察日時等を財政管理課又は事業担当課であるみんなで未来！課まで事前に申出ることとする。</p>